

# さがみはらみんなのシビックプライド条例 逐条解説

相模原市

市長公室 シビックプライド推進部

観光・シティプロモーション課

令和3年4月

## 目 次

前 文	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1条	(目的)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2条	(定義)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3条	(基本的な考え方)・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第4条	(市長の責務)・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第5条	(市の責務)・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第6条	(市民の役割)・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第7条	(さがみはらファンの役割)・・・・・・・・	4
第8条	(計画)・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第9条	(協力)・・・・・・・・・・・・・・・・	5
附 則	(施行期日)・・・・・・・・・・・・・・・・	5

## さがみはらみんなのシビックプライド条例逐条解説

### 前文

さがみはらは、今まで周辺のまちと合併を繰り返しながら成長してきた都市と自然がベストミックスしているまちです。このため、市内の多彩な魅力が人々を呼び込み、本市で生まれて住んでいる人も含めて、多様な価値観を持った人達が集まった果てしない可能性に満ちているまちです。こんなまちに暮らす私達は、シビックプライドを高めることで、みんなが一つになれるまちを目指して、新たなステップを踏み出します。

あなたは、さがみはらが大好きですか。あなたの好きなさがみはらを自由に自らみんなに発信し共有することで、さがみはらが大好きな人々が市内外にあふれていて、誰にでも自慢したくなる。そんなまちになることを願って、シビックプライドを高めるため、この条例を定めます。

### 【解説】

#### ○第1段落

相模原市は、これまで近隣のまちと合併を繰り返しながら発展してきたことから、都市部と豊かな自然の両方をあわせ持っているまちの魅力を示しています。

こうした魅力により本市に移り住んできた人、本市で生まれ育ち、住んでいる人も含め、本市には多様な価値観を持った人が集まっていることによって、将来の可能性に満ちたまちであることも魅力であることを示しています。

この条例の制定をスタートとして、本市に関わりのあるみんながそれぞれに思う市や地域への誇りや愛着、さらには、まちに自ら関わっていかこうとする気持ちを高め、みんながまちを良くしていこうという共通した思いを持っているまちを目指す決意を示しています。

#### ○第2段落

相模原市や地域には様々な魅力があります。そうした市や地域のどのようなところが好きか、好きになるかは人それぞれで、決して強制するもの、強制されるものではありません。

それぞれが思うさがみはらの好きなところ、いいところ、魅力などをそれぞれの方法で自由に発信し、みんなで共有することにより、さがみはらを好きな人が

市内だけでなく、市外にもあふれ、みんなが誰にでも自慢したくなるまちとなるように、この条例を定めシビックプライドを高めていくことを示しています。

(目的)

第1条 この条例は、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めることを目的とします。

【解説】

○この条例の目的を示しています。

○急速な人口減少社会を迎えるにあたり、定住人口はもとより、関係人口、交流人口を確保することによって持続可能な地域社会の形成を図ることが必要です。

シビックプライドは、まちへの誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていこうとする気持ちを意味し、本市と何らかの関わりがある方々のこういった気持ちの向上が定住人口等の維持・増加や地域の活性化のほか、一体感の醸成にもつながることから、シビックプライドを高めることを目的とし、取組を推進します。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) シビックプライド 相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていこうとする気持ちのことをいいます。
- (2) さがみはらファン 相模原市を好きな人のことをいいます。
- (3) 相模原市と関わりのあるみんな 相模原市内に居住し、通学し、若しくは通勤する人、相模原市と何らかのつながりがある人又は相模原市に関心のある人のことをいいます。

【解説】

○この条例で使用する言葉の意義を定めています。

○第1号について

「相模原市」は基本的に市全域をいいますが、行政区やお住まいの地域などへの

誇りや愛着、共感でも構いません。

○第2号について

相模原市のどのようなところが好きかは、人それぞれで、強制するものではありません。

○第3号について

「相模原市と何らかのつながりがある人」は、レジャーや親戚、知人に会うために本市を訪れる人や、本市で生まれ現在は他自治体にお住まいの人などを想定しています。

「相模原市に関心のある人」は、本市の居住歴や訪問歴に関わらず、本市に関心がある人を示しており、本市のどのようなところに関心があるかは自由です。

(基本的な考え方)

第3条 この条例は、相模原市と関わりのあるみんなにシビックプライドを持つことを決して強制するものではありません。相模原市と関わりのあるみんなの個人の思いを尊重しつつ、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高める取組を行うことを基本的な考え方とします。

【解説】

○この条例の基本的な考え方を示しています。

○皆さんが相模原市や地域に対するシビックプライドを持つことは、自由であり、この条例により強制するものではありません。

○この条例によるシビックプライドを高める取組は、個人の意思を尊重して進めることを示しています。

(市長の責務)

第4条 市長は、自ら相模原市の魅力を発信します。

【解説】

○目的を達成するための市長の責務を規定しています。

○住民の代表である市長は、先頭に立ち、自ら積極的に市や地域の魅力を発信することを規定しています。

(市の責務)

第5条 市は、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めるための取組を推進します。

2 市は、緑区、中央区及び南区の魅力を踏まえた相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めるための取組をそれぞれ推進します。

【解説】

○第1項について

目的を達成するための市の責務を規定しています。市は、シビックプライドを効果的、効率的に高める取組を推進します。

○第2項について

自然豊かな景色が広がり、キャンプや釣りなどのアウトドア・アクティビティを楽しめる緑区、宇宙科学研究の最先端「JAXA」をはじめ、スポーツ、文化など様々な施設が集まる中央区、利便性に優れ、大規模商業地ながら公園や緑地などの憩いの場も充実している南区と各区の特徴は異なるため、それぞれの特徴を活かした取組を推進するものです。

(市民の役割)

第6条 市民は、相模原市への関心を持つこと及び魅力の発見に努めます。

【解説】

○市民の具体的な行動を示しています。

○「相模原市への関心を持つこと及び魅力の発見」は、相模原市に限らず、地域への関心や魅力の発見でも構いません。

○相模原市や地域の魅力、歴史、文化など、どのようなところに関心を持つか、魅力を感じるかは自由です。皆さんのそれぞれのペースで自由に取り組んでいただくもので、強制するものではありません。

(さがみはらファンの役割)

第7条 さがみはらファンは、自らが思う相模原市の魅力の発信に努めます。

【解説】

○さがみはらファンの具体的な行動を示しています。

○さがみはらファンが思う市や地域の魅力を、一人ひとりのペースで自由に、それぞれの方法で発信することに努めていただくもので、強制するものではありません。

(計画)

第8条 市長は、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高める取組を効果的かつ計画的に推進するための計画を定めます。

【解説】

○シビックプライドを高める取組を具体化するための計画を定めることを示しています。

○計画は、この条例の目的を達成するために、市長、市、市民、さがみはらファンの具体的な取組を明確にするものです。

(協力)

第9条 さがみはらファン及び市は、互いに協力し、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めることに努めます。

【解説】

○この条例の目的達成のために、さがみはらファンと市が協力することを示しています。

○シビックプライドを効果的、効率的に高めるためには、市の取組だけでなく、さがみはらファンと協力して進める必要があることを規定しています。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

【解説】

この条例の施行期日を定めています。